

図表 1 在留資格一覧（その1）

活動に基づく在留資格		
各在留資格に定められた範囲で就労可能		
入管法別表第1の1 (上陸審査基準の適用を受けない)	外交 公用 教授 芸術 宗教 報道	(外国政府の大使、公使、総領事館及びその家族) (外国政府の大使館・領事館の職員等及びその家族) (大学教授等) (作曲家、画家、著述家等) (外国の宗教団体から派遣される宣教師) (外国の報道関係の記者、カメラマン等)
入管法別表第1の2 (上陸審査基準の適用を受ける)	投資・経営 法律・会計業務 医療 研究 教育 技術 人文知識・国際業務 企業内転勤 興行 技能	(外資系企業の経営者、管理者等) (弁護士、公認会計士等) (医師、歯科医師等) (政府関係機関や企業等の研究者) (高等学校・中学校等の語学教師等) (機械工学等の技術者) (通訳、デザイナー、企業の語学教師等) (外国の事業所からの転勤者で、技術、人文知識・国際業務を行う者) (俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等) (外国料理の調理師、動物調教師、スポーツ指導者等)
原則就労不可		
入管法別表第1の3 (上陸審査基準の適用を受けない)	文化活動 短期滞在	(日本文化の研究者等) (観光客、会議参加者等)
入管法別表第1の4 (上陸審査基準の適用を受ける)	留学 就学 研修 家族滞在	(大学、短期大学、専修学校の専門課程等の学生) (高等学校・専修学校の一般課程等の学生) (研修生) (上記教授から文化活動まで、及び留学の在留資格を有する外国人が扶養する配偶者・実子・特別養子)
法務大臣が個々の外国人に与える許可により就労可能		
入管法別表第1の5 (上陸審査基準の適用を受けない)	特定活動	(外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー及び技能実習の対象者等)
身分または地位に基づく在留資格		
活動制限なし		
入管法別表第2 (上陸審査基準の適用を受けない)	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	(法務大臣から永住許可を受けた者) (日本人の配偶者・実子・特別養子) (永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している実子) (インドシナ難民、日系3世等)

注1) なお、入管法上の地位ではないが、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に規定される「特別永住者」についても、永住者と同様、活動の制限はなく、在留期間も定められていない。

出所：「出入国管理及び難民認定法」より筆者作成

図表 2 在留資格一覧（その2）

活動にもとづく在留資格	
外交	公用
教授 芸術 投資・経営 法律・会計業務 医療 研究 教育	宗教 報道 技術 人文知識・国際業務 企業内転勤 興行 技能
文化活動 留学 就学 特定活動	短期滞在 研修 家族滞在
身分または地位にもとづく在留資格	
永住者 定住者	日本人の配偶者等 永住者の配偶者等

専門的
または
技術的
的
労働者
労働者

注1) なお、入管法上の地位ではないが、「入管特例法」に規定される「特別永住者」という在留の資格がある。

注2) *のある在留資格は、法務省令で定められた上陸審査基準の適用を受ける。

出所：「出入国管理及び難民認定法」等をもとに筆者作成

図表 3 日本社会で生活するさまざまな“外国人”

(1) オールドタイマー（オールドカマー）

- 戦前より日本に居住する旧植民地出身者で、「在日（コリアン）」と呼ばれることもある。在留資格「特別永住者」。日本国籍を取得している者も多い。
- なお、オールドタイマーに対して、新たに来日した外国人を「ニューカマー」と呼ぶこともある。

(2) 就労を目的とする外国人労働者とその家族

- ビジネスマン、大学教授、語学学校の教員、外国料理店の料理人など、就労を目的とした在留資格をもって働く外国人労働者とその家族。これら外国人労働者の配偶者や子どもに対しては「家族滞在」の在留資格が与えられる。

(3) インドシナ難民と（条約）難民

- インドシナ難民：1975年のベトナム戦争の終結を契機として、インドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）が社会主義体制に変わり、国内が政治的・経済的に混乱したなかで、国を逃れた人。受入れ開始の1978年より、日本は累積で11,319人のインドシナ難民を受け入れている。
- （条約）難民：難民条約にもとづき、日本が難民と認定した人。1982年の難民条約発効以来、日本は累積で451人（2007年末現在）を難民認定している。

(4) 中国帰国者

- 敗戦後の混乱のなかで中国の東北地区（旧満州地域）に残された日本人とその家族・親族である。1972年の中国との国交回復以来、国費による中国帰国者は20,301人であるが（2007年4月末現在）、私費帰国者やその家族・親族を含めると、10万人以上いると推測されている。

(5) 日系南米人

- 19世紀後半以降、主に経済的な理由から、約850万人の日本人が、アメリカやブラジルなどに渡った。1989年に入管法が改正され（翌90年施行）、日系三世とその配偶者と子ども（未婚未成年）に対して就労に制限のない在留資格「定住者」が付与されたことをきっかけとして、政治的経済的不安に直面しているブラジルやペルーなど南米から、多くの日系人が来日するようになった。現在、日本には30万人以上の日系南米人が生活している。

(6) 留学生、就学生

- 日本の大学や専門学校、日本語学校で学んでいる外国人。在留資格「留学」、「就学」。
- 留学生、就学生の多くはアルバイトをしており、彼/彼女は、飲食店などのサービス産業の貴重な労働力となっている。なお、留学生・就学生がアルバイトをする場合には入国管理局への届出が必要である。届出なくアルバイトをした場合は「不法」就労とみなされる。

(7) 研修生・技能実習生

- 日本の技能・技術・知識等を途上国へ移転するために外国人を受け入れるというのが、制度の目的（タテマエ?）である。研修生・技能実習生は、最長3年間、日本に滞在し、日本の技能等を学ぶことができる。ただし実際は、国際貢献という本来の目的が無視され、中小零細企業における「安価な労働力」確保として利用されている場合が少なくない。在留資格「研修」、「特定活動」。

(8) 非正規滞在者（オーバーステイ、超過滞在者）

- 正規の在留資格をもたずに滞在する外国人で、現在、約18万人（「不法」残留者+「不法」入国・上陸者）いると言われている。

注）日本国籍をもたない外国人に加えて、エスニックな起源を日本以外にもつ日本人をあわせて、ここでは「外国人」と表現している。

図表 4 これまでの出入国管理政策の流れ

戦後 鎖国期	1950年	外務省に出入国管理庁を設置（52年法務省の出入国管理局へ）	朝鮮戦争の勃発
	1951年	出入国管理令の制定（同年施行）	
	1967年	第一次雇用対策基本計画を閣議決定 外国人労働者は受け入れない（第二次から第三次まで同様）	
	1981年	出入国管理及び難民認定法の制定（82年施行）	難民条約への加入
		<i>ブラザ合意を契機とした円高により、新規入国者数が激増し、非正規就労者が増加 バブル景気による人手不足のなかで、外国人労働者受入れの是非をめぐる議論が研究者や評論家の間で活発化</i>	
	1988年	第六次雇用対策基本計画を閣議決定 専門的、技術的な能力や外国人ならではの能力に着目した人材は、可能な限り受け入れる方向で対処する。いわゆる単純労働者の受入れについては、十分慎重に対応する	
	1988年	労働省の外国人労働者問題研究会、雇用許可制度を提言	
	1989年	入管法の改正（90年施行） 1) 在留資格の整備・拡充と上陸審査基準の明確化 2) 不法就労助長罪の新設（＝雇用者処罰制度）	
	1989年	パキスタン、バングラデシュとの査証免除取決めを一時停止	当該国籍の非正規滞在者増加
	1990年	「定住者」に関する法務省告示	
1991年	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の制定 日韓覚書の締結		
	<i>景気後退に伴い、企業の手不足感低下。経済界からの受入れ要請鎮静化</i>		
1992年	イランとの査証免除取決めを一時停止	当該国籍の非正規滞在者増加	
1992年	第一次出入国管理基本計画を策定 今後の出入国管理においては、国際協調・国際交流の増進のために寄与することが重要であると同時に、我が国社会の健全な発展のために有益となるように外国人の適正な受入れの方式を確保していく必要がある		
1993年	技能実習制度の創設		
1995年	ペルーに対する査証取得奨励措置の実施	ニセ日系ペルー人増加	
	<i>少子高齢化による労働力不足への対応として、日本の活力の維持を目的として、外国人労働者（移民）受入れをめぐる議論が再燃</i>		
1999年	第九次雇用対策基本計画を閣議決定 専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。いわゆる単純労働者の受入れについては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である		
1999年	入管法の改正（2000年施行） 1) 不法在留罪の新設 2) 上陸拒否期間を1年から5年に延長		
2000年	21世紀日本の構想懇談会、最終報告書を取りまとめ 多様性を力とするために「移民政策に踏み出す」ことを提言		
2000年	国連人口部、『補充移民(Replacement Migration)』を発表 日本は95年の総人口を維持するためには2000年から2050年まで毎年34万人、生産年齢人口を維持するためには毎年65万人の移民を受け入れなければならない		
2000年	第二次出入国管理基本計画の策定 これからの出入国管理行政は、社会の安全と秩序を維持しながら、人権尊重の理念の下で、社会のニーズに応える外国人の受入れを推進することにより、社会のあるべき姿の実現に貢献し、また日本人と外国人が心地よく共生する社会の実現を目指していくものである		
2003年	2003年版通商白書を閣議決定 日本経済の活性化のために高度人材を積極的に受け入れるとともに、現在及び将来の労働力不足に対応するため、これまで受入れが認められてこなかった分野にも新たに外国人労働者を受け入れるという選択肢も考えられる		
2004年	(財)日本経済団体連合会「外国人受入れ問題に関する提言」を発表 質と量のうえでのコントロール、外国人の人権と尊厳の擁護、受入れ側、送出し側双方にとつてのメリット、という3原則にもとづき外国人を受け入れることが必要である		
	<i>フィリピンをはじめ諸外国と、FTA/EPAによるサービス産業分野の労働者受入れを協議</i>		
2005年	第三次出入国管理基本計画の策定 現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく		

出所：鈴木江理子（2005）「外国人労働者から外国人、移民へ」依光正哲編著『日本の移民政策を考える - 人口減少社会の課題』（明石書店）

図表 5 在留資格別外国人登録者数の推移

	1990年	1992年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
就労を目的とした在留資格	67,983	85,517	105,616	87,996	98,301	107,298	118,996	125,726	154,748	168,783	179,639	185,556	192,124	180,465	178,781 (8.6%)
教授	1,824	2,575	3,757	4,149	4,573	5,086	5,374	5,879	6,744	7,196	7,751	8,037	8,153	8,406	8,525 (0.4%)
芸術	560	166	220	230	272	276	309	351	363	381	397	386	401	448	462 (0.0%)
宗教	5,476	5,599	5,631	5,264	5,010	5,061	4,910	4,962	4,976	4,948	4,858	4,732	4,699	4,588	4,654 (0.2%)
報道	382	392	419	442	454	420	373	361	349	348	351	294	292	280	273 (0.0%)
投資・経営	7,334	5,057	4,548	4,649	5,014	5,055	5,112	5,440	5,694	5,906	5,956	6,135	6,396	6,743	7,342 (0.4%)
法律・会計業務	76	66	72	67	65	58	59	77	95	99	111	122	125	126	141 (0.0%)
医療	365	198	177	152	140	131	111	114	95	95	114	110	117	146	138 (0.0%)
研究	975	1,328	1,697	1,711	2,019	2,462	2,762	2,896	2,934	3,141	3,369	2,770	2,548	2,494	2,332 (0.1%)
教育	7,569	5,841	6,752	7,155	7,514	7,769	7,941	8,079	8,375	9,068	9,715	9,390	9,393	9,449	9,511 (0.5%)
技術	3,398	9,195	10,119	9,882	11,052	12,874	15,242	15,668	16,531	19,439	20,717	20,807	23,210	29,044	35,135 (1.7%)
人文知識・国際業務	14,426	21,863	24,774	25,070	27,377	29,941	31,285	31,766	34,739	40,861	44,496	44,943	47,682	55,276	57,323 (2.7%)
企業内転勤	1,488	5,135	5,841	5,901	5,941	6,372	6,599	7,377	8,657	9,913	10,923	10,605	10,993	11,977	14,014 (0.7%)
興行	21,138	22,750	34,819	15,967	20,103	22,185	28,871	32,297	53,847	55,461	58,359	64,642	64,742	36,376	21,062 (1.0%)
技能	2,972	5,352	6,790	7,357	8,767	9,608	10,048	10,459	11,349	11,927	12,522	12,583	13,373	15,112	17,869 (0.9%)
文化活動	1,929	3,317	3,592	3,569	3,659	3,787	3,756	3,803	3,397	2,954	2,812	2,615	3,093	2,949	3,025 (0.1%)
短期滞在	16,467	33,333	46,462	48,676	50,538	55,410	59,815	59,633	68,045	69,741	72,399	74,301	72,446	68,747	56,449 (2.7%)
留学	48,715	56,309	61,515	60,685	59,228	58,271	59,648	64,646	76,980	93,614	110,415	125,597	129,873	129,568	131,789 (6.3%)
就学	35,595	46,644	37,653	34,441	30,079	29,095	30,691	34,541	37,781	41,766	47,198	50,475	43,208	28,147	36,721 (1.8%)
研修	13,249	19,237	17,305	17,713	20,883	25,806	27,108	26,630	36,199	38,169	39,067	44,464	54,317	54,107	70,519 (3.4%)
家族滞在	37,829	44,771	53,252	56,692	60,783	64,275	65,675	68,679	72,878	78,847	83,075	81,535	81,919	86,055	91,344 (4.4%)
特定活動	3,260	4,558	6,418	6,558	8,624	12,144	19,634	24,053	30,496	38,990	47,706	55,048	63,310	87,324	97,476 (4.7%)
永住者	645,438	635,422	631,554	626,606	626,040	625,450	626,760	635,715	657,605	684,853	713,775	742,963	778,583	801,713	837,521 (40.2%)
一般永住		45,229	52,867	63,556	72,008	81,986	93,364	113,038	145,336	184,071	223,875	267,011	312,964	349,804	394,477 (18.9%)
特別永住		590,193	578,687	563,050	554,032	543,464	533,396	522,677	512,269	500,782	489,900	475,952	465,619	451,909	443,044 (21.2%)
日本人の配偶者等	130,218	209,269	231,561	244,381	258,847	274,475	264,844	270,775	279,625	280,436	271,719	262,778	257,292	259,656	260,955 (12.5%)
永住者の配偶者等	14,466	7,864	7,002	6,778	6,460	6,325	6,219	6,410	6,685	7,047	7,576	8,519	9,417	11,066	12,897 (0.6%)
定住者	54,359	122,814	136,838	151,143	172,882	202,905	211,275	215,347	237,607	244,460	243,451	245,147	250,734	265,639	268,836 (12.9%)
未取得者	2,412	8,581	9,636	10,635	10,820	10,475	9,297	10,217	11,467	13,488	15,379	16,628	18,236	15,353	17,415 (0.8%)
一次庇護	907	307	165	53	50	41	39	34	32	32	32	30	31	30	30 (0.0%)
その他	2,490	3,701	5,442	6,445	7,942	6,950	8,359	9,904	12,899	15,282	17,515	19,378	19,164	20,736	21,161 (1.0%)
総数	1,075,317	1,281,644	1,354,011	1,362,371	1,415,136	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	2,084,919 (100.0%)

注) 各年末現在の数値である。

出所: (財)入管協会『在留外国人統計』(各年版)より筆者作成